

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第14回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。5番委員、6番委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに、第55号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第55号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転が7件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は遠隔地在住かつ高齢のため譲り渡すもので、山崎バス停より北東へ約400mにある農地です。

申請地は申請者の自宅から自動車で10分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が45年、妻30年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間予定従事日数は申請者と妻ともに360日であり、必要な農作業従事をしています。
経営予定面積は12,396㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、イチゴの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。申請者の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、一畝田三月日交差点より北東へ約370mにある農地です。

申請地は申請者の自宅から自動車で15分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は、申請者・妻・長男・長女がおり、農作業歴は申請者60年、妻30年、長男5年、長女6年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。
年間従事日数が申請者と妻が300日、長男が80日、長女が180日あり、必要な農作業従事をしています。
経営予定面積は8,985㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、かぼちゃと栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。申請者の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。
譲渡人は高齢かつ維持管理困難な譲り渡すもので、杉山西バス停より北東へ約600m内にある農地です。

申請地は申請者の自宅から自動車で約3分の距離にあり、通作に問題はありません。
農業従事者は申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が62年、妻50年あり、農作業に必要な

な農機具を所有しています。

年間従事日数は申請者が150日、妻が100日であり、必要な農作業従事をしています。
経営予定面積は3,614㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。
権利取得後は、香花の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。申請者の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人はそれぞれ遠隔地在住かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、8名小学校より東へ約150m、黒田公民館より北西へ約630m、石田万福交差点より南西へ約780mにある農地です。

申請地は申請者の自宅から自動車ですら30分以内の距離にあり、通作に問題はありませぬ。

農業従事者は申請者がおり、農作業歴は申請者は未経験ですが、隣接市内の農家より耕作指導を受けており、農作業に必要な農機具を導入予定です。

年間予定従事日数が200日であり、必要な農作業従事が見込まれます。

経営予定面積は4,593㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、柿とさつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

続いて4ページをご覧ください。

申請番号5番。申請者の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人はそれぞれ遠隔地在住かつ維持管理困難なため譲り渡すもので、吉川上バス停よりへ南東へ約150mにある農地です。

申請地は申請者の購入予定の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。

農業従事者は申請者と妻がおり、農作業歴は申請者と妻ともに未経験ですが、愛知東農協営農センターのサポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を導入予定です。

年間予定従事日数が申請者と妻が120日ずつであり、必要な農作業従事が見込まれます。

経営予定面積は6,266㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻と果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。申請者の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢かつ管理困難なため譲り渡すもので、寺林公民館より南西へ約250mにある農地です。

申請地は申請者の自宅より徒歩2分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。

農業従事者は申請者がおり、農作業歴は50年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

年間従事日数が申請者が180日あり、必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は1,218㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、香花の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。申請者の新規就農のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は維持管理困難なため譲り渡すもので、阿寺バス停よりへ南西へ約240mにある農地です。

申請地は申請者の購入予定の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありませぬ。

農業従事者は申請者と妻がおり、農作業歴は申請者と妻ともに3年あり、妻実家が農業経営体のためいつでも応援を頼める状況であり、農作業に必要な農機具を所有しております。

	<p>年間予定従事日数が申請者と妻が120日ずつであり、必要な農作業従事が見込まれます。経営予定面積は4,359㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、野菜と梅と茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から7番について、許可相当とすることを原案といたします。これで、第55号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
12番(農)	<p>4番の案件ですが、市外の方が本市の農地を新規就農で取得するというものです。取得の内点が点在しておりましたので、南部と西部の委員と合同で事前審査をしました。こちらの申請者は太陽光発電関連の会社に勤めております。会社と農業を両立するのは大変ではないかとお聞きしたところ、農家より指導を受けており、また勤め先の会社が新たに農業部門を立ち上げるといった旨の回答がありました。農業を行うという意思を強く感じられる受け答えではありました。本市で認定農業者を目指す、また農業生産法人を立ち上げる等熱心に考えている様子です。これが既に認定農業者に認定をされていたり、農業生産法人化が済んでいれば何も言うことはないのですが、少し思うものがあります。また今後も市内の農地を取得する予定があるそうです。一応申請者の状況についての補足です。ご承知おき下さい。</p>
議 長	<p>太陽光の会社に勤めているから、将来的に農地がソーラーになる恐れがあると心配をされておりますか？</p>
12番(農)	<p>正直に申し上げますと、農業を行うという建前の申請で農振農用地を取得しいずれ転売されるかもしれない。担い手が高齢化して農地も荒れてゆき、農用地だって荒れている状況でソーラーを付けてその下で農業をするという考え方は必要であるという相手方の意見は充分理解できますが、今の申請段階で認定農業者ではなく農業生産法人を立ち上げているわけではないので若干心配をしています。でも反対する理由もないので、頑張ってもらいたいところですね。</p>
議 長	<p>その他、発言ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第55号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第55号議案は原案の通り決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第56号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第56号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。 転用1件です。議案書6ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載の通り。</p>

	<p>この案件について、申請人は相続にて農地を取得したが、宮司であり、本格的な農業の経験はないため、収益の基盤となる営農は、費用面・技術的にも困難と思われ、営農の継続に売電収入も投資できると判断し営農型太陽光発電を行うこととし営農型発電設備の支柱（太陽光パネルの支柱）として一時転用するものです。</p> <p>なお、申請地は今後、榊の栽培を計画しており、耕作に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。</p> <p>一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、資金は自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第56号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第56号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
9 番 (農)	<p>榊を栽培しながらソーラーを行うのは良いことだなと印象を持っております。太陽光パネルを強く推進するという立場ではないのですが、やるとしたらこれはいいなという気持ちです。本日の農業新聞に福島県のいわき市で営農型の太陽光発電を推進していく動きについての記事がありました。これは一石四鳥になると、例えばエネルギーの利活用に繋がり、榊を管理するのは障がいを持つ方で農福連携にもなり、榊の安定生産、耕作放棄地の解消になるという4つのメリットがあるという内容です。</p> <p>本市も太陽光パネルの設置が多い状況で、ただパネルを建てるだけではなく、その下に農作物を植えて、一石二鳥、三鳥になるような方向付けをすることはできないものだろうかという意見です。地主さんにしてみれば、土地が売れたら良いという気持ちで、営農型の太陽光があるといった知識はないと思います。そういう宣伝や情報提供を行って、ただの太陽光発電ではなく営農型太陽光発電に繋げる啓蒙運動を行う必要があるのではないかなと思います。</p>
議 長	<p>榊を植えて、上で売電するという事はいいことですね。この案件については、農福連携等のそういう計画がありませんよね。</p>
事務局	<p>今般の申請にそのような計画はないです。</p>
議 長	<p>啓蒙等の推進についての事務局の意見を教えてください。</p>
事務局	<p>営農型で耕作放棄地を活用して、農地性が戻る事があればいいなと思います。最近では営農型で榊を栽培するという申請が多いです。先ほど9番委員さんが仰られました啓蒙していくかという観点については、農業委員会事務局は中立的な立場であります。推進する、推進しない、どちらにも属さないということです。</p> <p>これまで営農型発電が相談は、新城市ではどのようなことをしていますかといった旨の内容</p>

	<p>でした。その頃は水稻だけであった時代で、相談が榊で行いたいという相談者からの情報提供があったことは記憶にございます。</p> <p>榊の営農型を推進していくことであれば山地化に関わります。そうすると農業委員会として、市としての指針づくりにも繋がると思います。太陽光発電をどこまで進めていくか、どうしようか悩むところです。ご意見を頂きながら皆様と考えていく必要があると思います。現段階で申し上げることができる回答は以上です。</p>
議 長	<p>検討しつつ方向性を決まりて、推進等に繋げるということでした。</p>
議 長	<p>その他、発言ございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第56号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第56号議案は原案の通り決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第57号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>第57号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。 所有権移転10件です。 議案書8ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>申請番号1番。申請者、申請地記載の通り。</p> <p>この案件について譲受人は、豊川市にて妻と子1人と暮らしているが、以前より農業を営みたいと考え、申請地に隣接する農家住宅を購入することになったが、申請地北側の道路は接道要件が認められず、南側の市道より接道を確保することとなりました。しかし市道に直接接していないため、隣接農地を分筆し購入し申請地を住宅の進入路とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載の通り。</p> <p>この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第57号議案番号2に土地利用計画を添付してあります。</p> <p>この案件について譲受人は、名古屋市にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p>

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書9ページをご覧ください

申請番号3番。申請者、申請地記載の通り。

この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第57号議案番号3に土地利用計画を添付してあります。

この案件について譲受人は、名古屋市にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載の通り。

この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第57号議案番号4に土地利用計画を添付してあります。

この案件について譲受人は、一宮市にて売電事業を営んでおり、高齢化により栽培困難となりつつある農地へ太陽光発電設備を設置することに対する前向きなご意見があり、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載の通り。

この案件について譲受人は申請地北側の宅地において住宅を建築する計画があるが、建築基準法上の道路条件を満たしていないため、申請地を西側市道からの通行路として利用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書10ページをご覧ください

申請番号6番。申請者、申請地記載の通り。

この案件について譲受人は、浜松市にて売電事業を営んでおり、自社の経営の安定に加え、環境保護や地域社会の発展に貢献したいと考え、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号7番。申請者、申請地記載の通り。

この案件は転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第57号議案番号7に土地利用計画を添付してあります。

この案件について譲受人は、浜松市にて電気工事業・売電事業を営んでおり、自社の経営の安定に加え、環境保護や地域社会の発展に貢献したいと考え、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処がたっており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書11ページをご覧ください。

申請番号8番。申請者、申請地記載の通り。この案件について、譲受人は、現在家族5人（本人、妻、子供3人）で借家に居住しており居住に支障をきたしているため、申請地に住宅を建築し、現状の改善と生活基盤の確保を図るため申請するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、申請地はJR飯田線本長篠駅の東約190mに位置し、駅より概ね300m以内の区域にある農地に該当し3種農地と判断しました。

3種農地ですので、許可可能です。

	<p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目途がたっており、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>申請番号9番。申請者、申請地記載の通り。</p> <p>この案件について、鳳来寺鉄道（昭和18年に飯田線となった）が1923年（大正12年）に開業し、長篠駅 - 三河川合駅間に鉄道が敷設された。その際、鈴木家先祖の居宅が鉄道予定地上の「豊岡字西貝津7-1」にあったため立ち退きとなり、隣地の「豊岡字西貝津8-1」に引っ越したが、その際地目変更が行われず「7-1」は宅地、「8-1」は畑と逆転したままであるため、本申請により是正するものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、無償で行う計画で、約100年住んでおり始末書の添付もあることから、申請の用途に供することは確実性を疑うものではなく、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>申請番号10番。申請者、申請地記載の通り。</p> <p>この案件について、譲受人は、現在名古屋市中で不動産の売買及び賃貸、造園工事等の事業を行っており、福利厚生の一環として、従業員も利用できる別荘の建築を考えており、別荘敷地兼駐車場として利用する予定です。別荘と記載してありますが、会社の保養地とのことです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金で行う計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上、第57号議案10件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>第57号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>太陽光のフェンスの高さは一般的に150cmのものが多いと思いますが、番号7番だけは高さが120cmなのは何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>フェンスの高さに関する規定はなく、特段の理由がないかと思います。150cmのフェンスのものは申請会社は同一系列で、7番の会社は全く関係ないところです。</p>
議 長	<p>わかりました。ありがとうございました。</p> <p>その他、発言ございませんか。</p>

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	第57号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第57号議案は原案の通り決定いたします。 次に第58号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第58号議案について説明させていただきます。 議案書 12ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定が76件534715.3㎡、賃借権設定57件192,313㎡で合計727,028.3㎡であり、内新規設定102件656,345.3㎡継続設定31件70,683㎡です。</p> <p>前々年度までは農林業公社しんしろにて行われていました農地利用円滑化事業が、制度改正により、前年度より農地中間管理事業へ変更されたため、円滑化事業の更新も全て新規案件となります。市役所行政課より資料の紙の使用量はなるべく少なくとの通知もありますので、この議案につきましては2ページ分を1ページに印刷させていただきましたことをご了解下さい。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。 申請番号1番。 杉山地内の田3筆2,920㎡に使用貸借件を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号2番。 上平井地内の田2筆2,812㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。 申請番号3番。 豊島地内の畑1筆416㎡に賃借権を設定し、多肉植物の作付けをします。 申請番号4番。 連合地内の田1筆1,876㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>申請番号5番～25番は更新案件です。</p> <p>26番からは、中間管理事業による転貸の案件です 通常は新規設定についての説明を行います、時間の都合もありますので、一部抜粋して説明をさせていただきます。</p> <p>15ページと24ページを開いて下さい議案番号が離れてしまい申し訳ございません。 申請番号30番、79番新規就農です。 上平井地内の畑4筆5,458㎡に使用貸借権及び賃借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から134番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしている</p>

	と考えられますので第58号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号8番、9番、14番、23番から25番、28番、29番、32番、33番、37番、58番から60番、81番、82番、95番、105番、124番について「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受ける案件ですので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、該当番号については原案の通り決定いたします。
議 長	次に、番号8番、9番、28番、29番、32番、33番、37番、58番から60番、95番、124番になります。ここ2番農業委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第58号議案の該当番号については原案の通り決定いたします。
議 長	事務局は、2番農業委員を入室させて下さい。 (委員入室・着席)
議 長	続いて、番号14番になります。ここで15番推進委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議 長	それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 該当番号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第58号議案の該当番号については原案の通り決定いたします。 事務局は、15番推進委員を入室させて下さい。 (委員入室・着席)

議 長	<p>続いて、番号23番から25番になります。ここで3番農業委員には、一時退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>該当番号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第58号議案の該当番号については原案の通り決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は、3番農業委員を入室させて下さい。</p> <p>(委員入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号81番になります。ここで3番推進委員には、一時退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>該当番号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第58号議案の該当番号については原案の通り決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は、3番推進委員を入室させて下さい。</p> <p>(委員入室・着席)</p>
議 長	<p>続いて、番号82番、105番になります。ここで6番推進委員には、一時退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>該当番号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第58号議案の該当番号については原案の通り決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は、6番推進委員を入室させて下さい。</p> <p>(委員入室・着席)</p>
議 長	<p>次に第59号議案の農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段面積）の設定について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第59号議案について説明します。議案書34ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段面積）の設定について」です。</p> <p>認定案、平成17年9月30日における新城市・南設楽郡作手村の区域を20アール、同じく鳳来町の区域を10アール。</p> <p>理由、旧新城市区域及び旧作手村区域の現行の下限面積要件は30アールだが、経営面積別農家の割合等から、旧新城区域は30アールから20アールへ引き下げることが妥当であると考えられる。また、本市全体で農業者の高齢化による後継者不足や遊休農地の増加の観点より新たな担い手と新規就農を促進する必要がある現状を鑑みて農地法施行規則第17条第2項を適用し、旧作手村区域の下限面積を20アール、旧鳳来町区域を現行通りを10アールで設定するもの。</p> <p>このことにつきましては、農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めたものを公示した時は、その面積を下限面積と設定することとなっており、今回上底をするものです。</p> <p>それでは、今回の下限面積案について、別紙の農地法施行規則第17条にあわせて説明します。</p> <p>まず、第17条第1項第1号の設定区域の基準ですが、地理的条件や基盤整備された農地等の観点より、新城地区、作手地区、鳳来地区の三つ区域にわけて下限面積設定の区域とすることとしました。</p> <p>続いて第1項第3号により設定区域内において事業に供している者の概ね40%を下らないように算定されるものとあり、農家台帳システムより算出した農地所有面積別の割合において、新城地区の20アール未満の農地所有者は42%であるため、20アールまで引き下げることにについては問題ないと考えられます。作手地区や鳳来地区では40%未満ではありますが、農業者の高齢化や後継者不足が深刻であり、また遊休農地の増加が止まらない現状から、第2項の「現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする」を準用し、作手地区の下限面積を20アール、鳳来地区を現行通り10アールの面積を設定することを原案とします。</p> <p>今回議案を上程するにあたり、農業委員と推進委員の皆様から意見徴収を行い、その集計結果を別紙に添付しましたので、そちらをご覧ください。</p> <p>以上で第59号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明について、質問、意見等のある方は挙手をお願いします。</p>
4 番 (農)	<p>利用権設定における賃借の場合は今までは3条の下限面積要件を準用していたが、それを撤廃するという報告が8月にあった。それは農業委員会の議決事項でなくて良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>農業委員会の議決事項ではないです。8月にも申し上げました通り、昨年度に国から基盤法における利用権設定の貸し借りでは、農地法第3条第2項の各号の規定の適用を受けないという通知がありました。つまり下限面積を満たす必要はないということですので、局長専決事項の案件と判断しております。</p>
4 番 (農)	<p>利用権設定で自由に小さい面積でも貸し借りが成立するとなるのであれば、充分農業へのハードルが下がっていると思います。</p> <p>農地法の施行規則や省令に準じてきたものから何か離れていくように感じます。別紙のアンケートの中にも、隣接市町村との兼ね合いもあるといった意見があります。新城市だけ下限を下げってしまうことが理解し難いです。</p>

事務局	<p>今回議案として設定させていただいた案件につきまして、別紙の意見徴収結果により一番頂いた意見が多かったものを上程させていただいております。</p> <p>こういった意見を踏まえて、皆様からのご提案などを頂きたいです。事務局は提案する立場でありますので、色んな状況を加味して話し合いをしていただければと思います。</p>
4 番 (農)	<p>私が思っていることは、利用権設定は下限面積を満たさなくて良いものになっているので、わざわざ3条の下限面積要件を緩和する必要はないかなということです。</p>
議 長	<p>4番農業委員さんの仰ることはわかります。他の皆様からのご意向もあるかと思っておりますので、お聞かせいただければと思います。</p>
1 2 番 (農)	<p>下限面積をクリアしたものしか利用権設定をすることができないということですか。</p>
事務局	<p>利用権設定では下限面積を満たす必要がないということです。</p>
1 2 番 (農)	<p>利用権設定をするについては、下限面積をクリアしてある程度の農地を持っている人しかできないということではないということですか。</p>
事務局	<p>耕作面積に関わらず設定ができるということです。</p> <p>59号議案について少しお話をさせていただきますが、前々回の話し合いで5つの案が出て、前回意見徴収を行った結果、新城・作手地区が20a、鳳来10aという意見が一番多かったです。この結果をたたき台として話し合いをして決めていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>事務局の提案としては、別紙1の意見が10名で一番多いの議案に上程したということです。他の皆様も色々意見が分散し、圧倒的多数ではないという現状ですね。</p>
事務局	<p>そうですね。10名、6名、6名、4名、3名という結果ですね。</p>
1 2 番 (農)	<p>豊田市が山間地域と平坦部で下限面積をわけております。転売の抑制等を加味したものかなと思います。新城市でも新東名があるし、旧作手と旧新城を比較した場合、新城地区は平坦部が多く、作手と新城をわけるという考え方もできると思います。3地区を統一して下げるといのはいかがなものかと思っております。</p>
議 長	<p>やはり難しい議案ですので、地区ごとの委員さんを選んで話し合いの場を設けるのが良いかもしれません。地区など色々な分け方はあると思いますが、面整備が進んでいる場所、進んでない場所、棚田みたいな場所など。つくるだけなら下限面積を伴わない利用権設定で充分ですが、所有権移転となった場合の問題ですね。この内容をもう少し議論をしていくことが望ましいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員さんの総意であるなら、継続審議ということになります。</p>
議 長	<p>ずっと話し合いはしているし、委員さんからの意見徴収などをしてもらっているわけですが、県内の情勢、地域事情等を考えてもう少し検討する必要があるようです。</p>
1 2 番 (農)	<p>この下限面積を決めることに期限はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ないです。特段の決まりはありません。</p>

2 番 (農)	わかりました。確かに別紙の各々の意見をみながら、話し合うことが良い気がします。この場で決めるのではなく。
議 長	推進委員も含めて、地区ごとから出た代表者たちの話し合いの場を設け、その場で出た内容を上程議案として来月に出すという方向性でいきたいです。
事務局	決まった時期に決まりなければいけないものではないので、継続審議という形にして、議長が仰られた検討会を来月の総会前に行いたいと思います。全員のご参加であるとなかなか意見の集約が難しいので担当地区ごとで委員を選出し、代表委員の推薦方法は事務局で検討し、会長へご相談させていただきます。その検討会で明確な方向性付けをしてもらおうということです。
議 長	私と職務代理者もその場に同席し、この案件の中身を十分に理解してもらおう。そうして審議をしてもらいたいですね。
事務局	補足で、最近では前回か前々回あたりでお話があったと思いますが、半農半X言葉が出てきましたよね。多様な経営体の農業への参入の仕方があります。小さい面積でも農業を初めて、新規就農で移住でということですね。情勢の変化も加味して審議をお願いしたいと思います。
議 長	では、色んなご意見を頂きましたので、第59号議案については継続審議とさせていただきます。
8 番 (農)	一つお願いしたいのが、土地ころがしのような事例が過去にあったのか、またどんな経緯でそうなったのか等を知りたいです。今では営農型の発電があります。太陽光業者がいい農地を買っている現状もあります。これ以外にどんなことがあったのか知りたい。そういうことを防止するために下限面積はあるわけですが、僕としては農地が荒れなければいいので、少しでも農業をしてくれる人ができるようにとということです。でも変なことがおこらないようにの下限面積なので、そういった事例があったかどうかですね。
議 長	過去の事例のデータをまとめていただければと思います。
事務局	情報は集めさせていただきます。
12 番 (農)	私からも提案があるのですが、農地付きの空き家住宅の対応ですね、こちらに関する特例要件を設けていただきたいです。私が相談を受けていることもあるのですが、空き家と農地付きで、その方は下限面積の制限で農地を売ることができず家だけを売った状況です。もう一つが、10a以下の農地が付いている空き家ですが、農地と家をセットで処分を希望しておりますが、これも面積要件で売れないという状況です。隣接市町村で空き家農地の特例が設けているので新城市もつくるべきではないでしょうか。市内の空き家が1000戸があり、その内の35%は10a以下の農地が付いているというデータがあります。ですので、少ない面積でも購入できる特例を設けていく議論をしていきたいです。
議 長	色々ご意見を賜りましたので、事務局で整理していただいて、検討を行ってから審議をすします。
議 長	次に報告事項に入ります。
事務局	事務局より説明をお願いします。 それでは議案書35ページをご覧ください。

	<p>報告の第1から第4、報告案件計12件について説明します。 (議案書36ページから40ページを議案書の通り朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>2番農業委員さんより提案事項があるとのことですので、お願いします。</p>
12番(農)	<p>ありがとうございます。2つ提案したいことがあります。</p> <p>まず、新規就農者のみに限り誓約書を書いていただきたいということです。農業を行うために農地を取得した旨、草刈り等の保全管理をする、転売をしないとといった宣誓などを記載した書面がほしいということです。そうすることで緊張感と言いますか、営農していかねばという気持ちをしっかり持ってもらうことに繋がるかと思います。</p> <p>次に営農型太陽光に関する案件ですね。大体営農型に申請では榊栽培を行うものです。この榊栽培について、農業委員会でこの榊に関する指針を作成していただきたいです。みんな知っていると思いますが、今市場に出回っている榊の9割が中国産で残りが国産です。そういった面で国産の良いものと言うことで目を付けられたかもしれません。</p> <p>営農型太陽光発電が出始めた初期の頃に私の担当地区において申請がありましたがその中身は榊栽培ですが、植えてから10～15年で生い茂ったところで収穫というものでした。つまり、一時転用の3年間を何回か繰り返し申請するのですが、収穫できない空白期間があるのに一時転用が成り立つといったものでした。その頃は私も知識がなかったものですから、不思議に思うことはあってもそういうものかと納得をしておりました。やはり栽培指針が必要になるかと思います。調べたりすると、苗を定植から3～4年ぐらいである程度収穫ができるとありました。また1反あたりいくらという金額が決まってない。ですので、指針をつくって申請者に対してこの指針に沿って対応して下さいと伝える必要があるのではないかと思います。正直ソーラーシェアリングで榊を行う申請については、ソーラーパネルを付けるのが第1で、農業は申し訳程度に行うという印象を受けるので。</p> <p>以上が私からの提案でした。</p>
議 長	<p>先ほど9番農業委員さんが仰っていただいた新聞の話はあれもパネルの下でちゃんと営農を行っているものですよね。</p>
9番(農)	<p>そうですね。</p>
議 長	<p>成功事例は新聞にのってますね。</p>
12番(農)	<p>9番農業委員さんが伝えてくれたのは、ただ土地にパネルを設置するだけで終わらせないやり方は良いのではないですかということです。私か伝えたいことは、業者がきちんと先のことまで考えてしっかりと営農をしてくれるのだろうかということが不透明であることを懸念しておるので、指針が必要ではないかということです。</p>

8 番 (農)	<p>担当地区で榊栽培でこういった内容の申請を取り扱うことがあるのですが、今まで太陽光をやっていた業者が農地を沢山購入して営農型をやろうという業者がいます。僕等は荒地にしとくよりは活用してほしいという気持ちが強いです。さらその荒廃してしまったものから農地性が戻ることは嬉しいというベースがある。農業委員会としては、パネルの下で行う栽培物が榊でもいいけど、人がその農地をしっかり管理していくかということ重視するべきだと思います。</p> <p>ある友人は営農型で榊栽培をしてくれと勤め先の社長に言われて、榊についての勉強をしていました。思うに儲けたいという観点から、榊の苗を植えて、だめならだめで諦める。3年ごとにそれを繰り返すけど、その間はしっかり太陽光で発電するといった考え方をする業者がおるようではだめです。榊の栽培について知識がある人に管理をしていただきたいです。ただ、自分は榊についてはあまりわからないのでなんとも言い難いのですが。</p>
6 番 (農)	<p>僕は榊の栽培をしております。話にもありました通り日本の榊は市場に出ているものは1割、9割は中国産です。榊の用途は、神道や神社ですね。玉串の関係、自宅の神棚に供えるといったものです。国民の皆様が高くても国産の榊を使いましょうという地域と国の動きがあれば、榊は儲かると思いますよ。</p>
議 長	<p>営農型の太陽発電は毎年報告をもらいますよね。その時にある程度指導はできますよね。</p>
事務局	<p>そうですね。必ず毎年1回、2月末までに報告書と写真の添付をお願いしておりますので、提出書類をみてちゃんと営農していないと判断したら業者へ指導を行うことになっております。</p>
議 長	<p>それでは足りないということでしょうか。</p>
1 2 番 (農)	<p>今までやってきたような作物であれば収量がいくつぐらいか検討が付くのですが、榊栽培であると、これ以下の収量だったらだめという基準がわからない。苗が植えてから3、4年経ってから収穫だと、一時転用の期限がきてしまう。ある程度の基準がなければ農地がもしやもしやになる恐れもある。しっかり営農する人を見極めていく判断材料にもなりますよね。</p>
議 長	<p>栽培マニュアルのようなものを作成して、申請者を指導していきなさいということですね。</p>
1 2 番 (農)	<p>そうです。榊栽培がだめということではないのです。</p>
2 番 (農)	<p>疑問なのですが、作物や米は栽培して市場に出ていくルートがあるのですが、業者はそういった榊の販売先のルートを確保しているのでしょうか。どういうルートがあるのでしょうか。</p>
議 長	<p>榊の扱っている市場だと思うのですが</p>
2 番 (農)	<p>市場へのルートがしっかりあってこの場所で榊を栽培するとこれだけの売上があるのですっという根拠がないとなかなか売れないのではないかな。産直で売るとか、お花屋さんで連携して売るとか、そのような計画が必要ではないでしょうか。計画がないから、1 2 番農業委員さんが仰っていた栽培できませんでした、農地がもさもさになるということに繋がると思います。ルートの確立、市場との連携がしっかりとないとこの問題は解決しない気がしています。</p> <p>ソーラーパネルを建ててその下で榊を栽培し、誰が榊を栽培管理を行うか、農地の地権者がちゃんと市場へのルートを持っているかがしっかりとしていれば新聞にあった記事のように一石四鳥に繋がるということですね。</p>
議 長	<p>こちらの件もまた詰めてもらいましょう。</p>

	<p>また先ほどの誓約書の件は添付をお願いできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>誓約書については、申請の段階で添付してくれる代理人さんがお見えになります。法定の書類ではないのですが、農業委員会が求めるその他の書類という箇所にあてはまると思います。それを農業委員会全体の意思として、どのような申請時に添付してもらうというのを決めていただければと思います。</p>
	<p>また、こういった例で付けていますという資料をお渡しさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ある程度の決まりを決定し新城市農業委員会として原則誓約書を求めることが可能ということでしょうか。</p>
事務局	<p>新規就農の者のみなのか、その対象を決める必要があります。 来月の総会時に、資料をお渡しして意思統一を図りたいと思います。 榊についても同様ですね</p>
議 長	<p>わかりました。 以上を持ちまして第14回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
<p>午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>	
<p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p>	
	<p>議 長</p>
	<p>委 員</p>
	<p>委 員</p>